

資料 3

令和 8 年度国保事業費納付金 及び 標準保険料率の算定結果（概要）

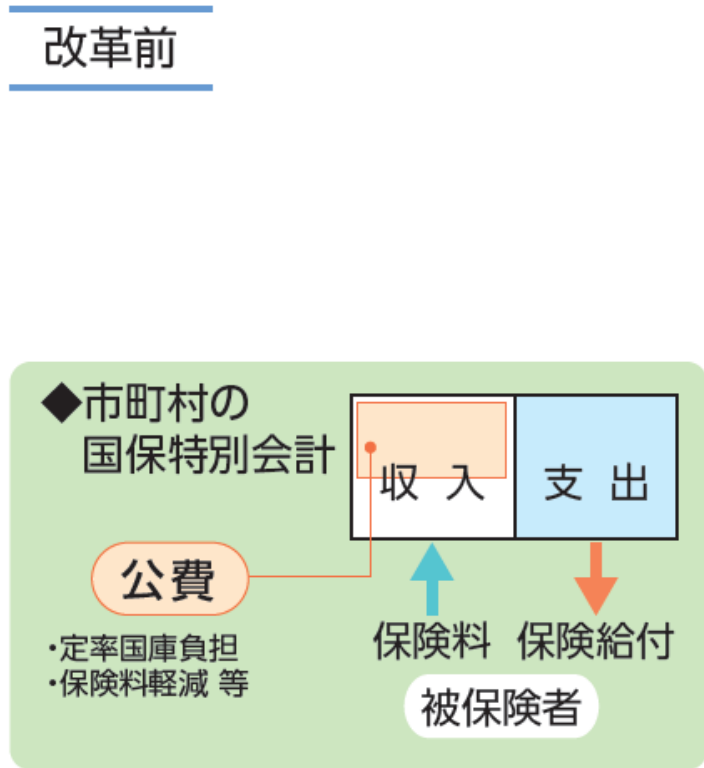
令和 8 年 2 月 16 日
神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課

【目次】

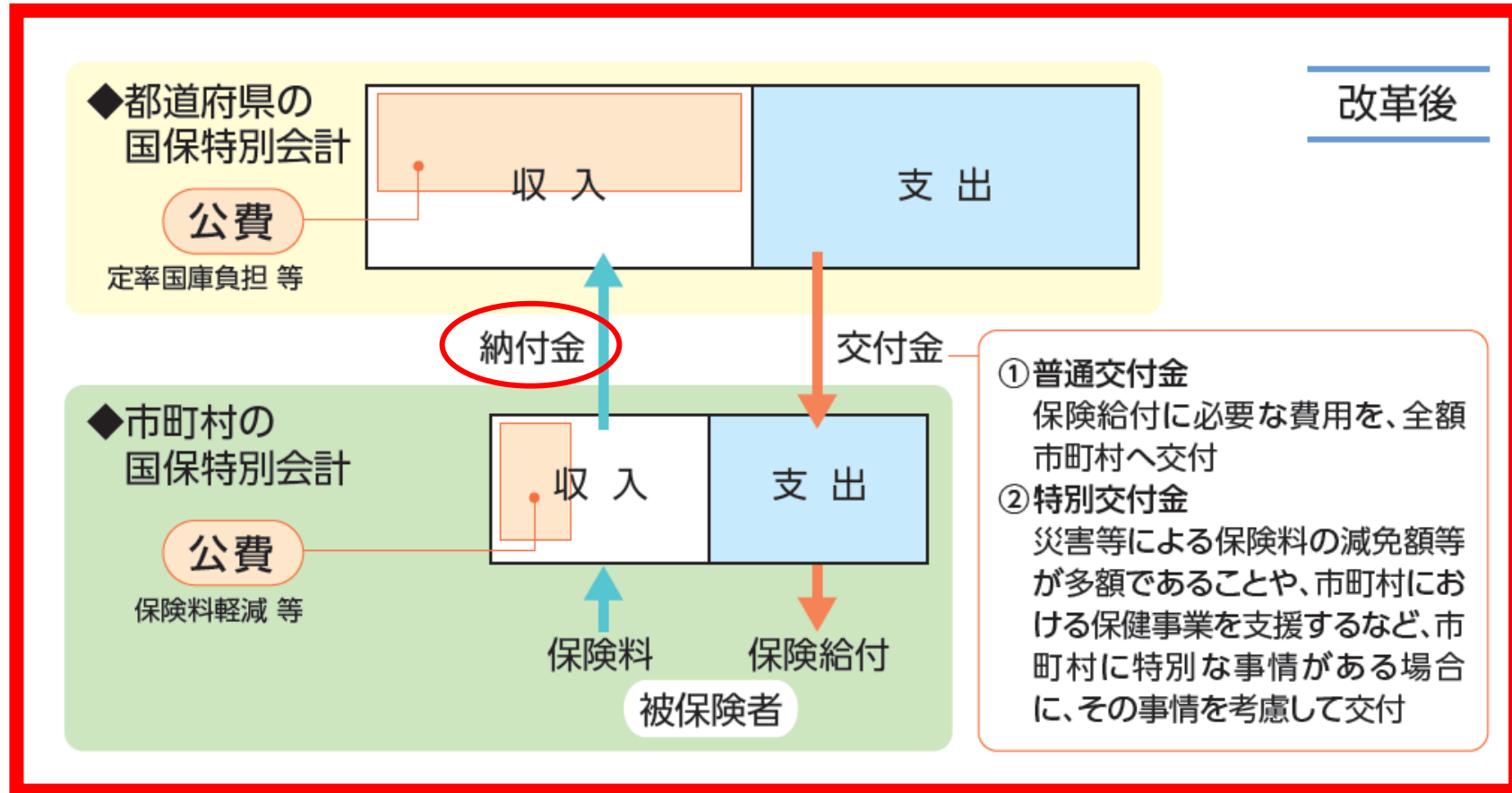
1	国保事業費納付金の算定方法（概要）	P.2
2	R8納付金〈確定係数〉算定の主な変更点	P.7
3	R8納付金〈確定係数〉算定結果（概要）	P.16
4	R8納付金〈確定係数〉標準保険料率の比較	P.18

1-1 国保事業費納付金の算定方法（概要）

■平成30年度国保制度改革後の国保財政の仕組み



(注) 厚生労働省資料をもとに作成。



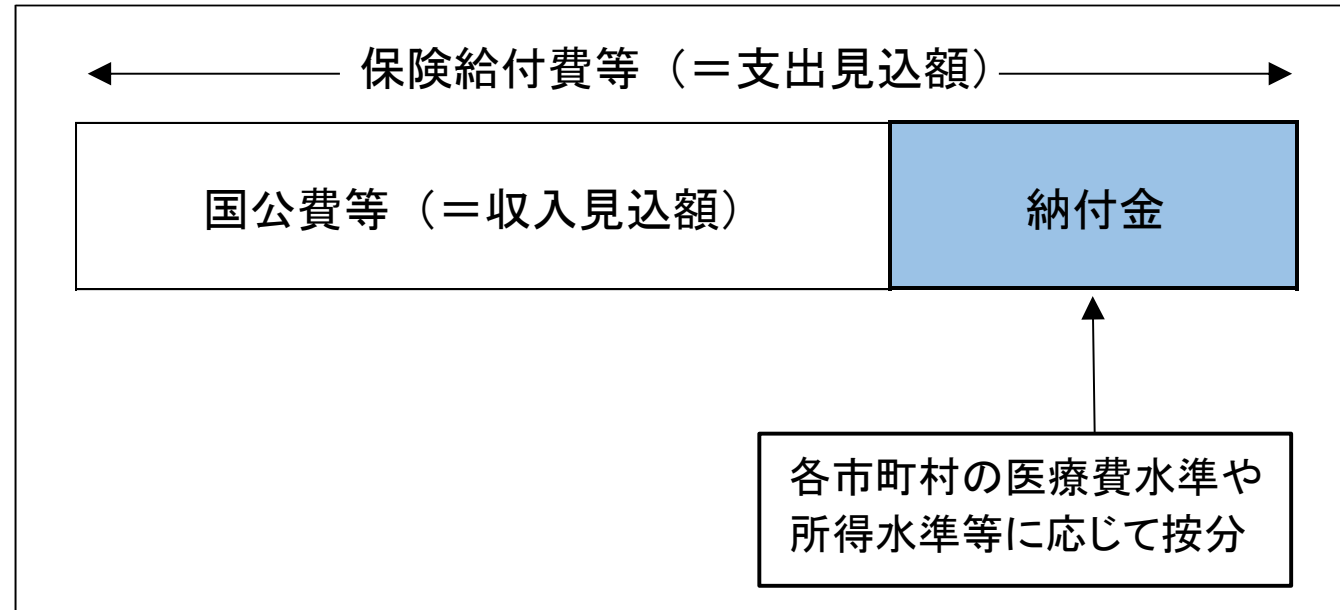
【出典】 令和5年度「国保のすがた」（国保中央会作成）

1-2 国保事業費納付金の算定方法（概要）

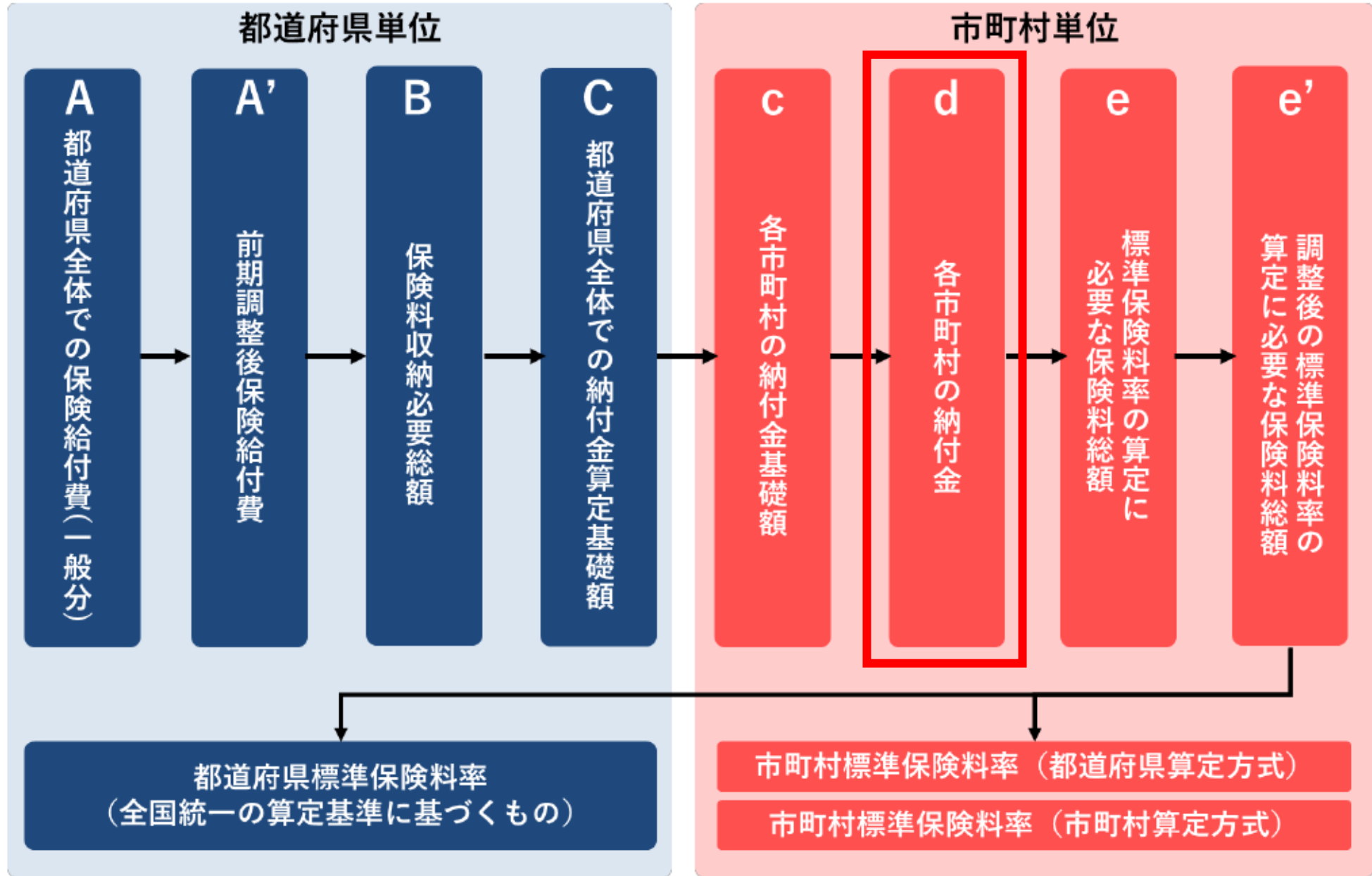
■ 国保事業費納付金の算定方法

- 国保事業費納付金は、市町村の保険給付等に要する費用を賄うために、**都道府県が、市町村から徴収する負担金**
- 県は、県内の**支出見込額を推計**（保険給付費・後期高齢者支援金・介護納付金等）し、そこから**収入見込額を控除**（国公費等）して、**納付金総額を算出**
- **市町村ごとの納付金**は、**医療費水準や所得水準、被保険者数等**に応じて**按分**

<算定イメージ>

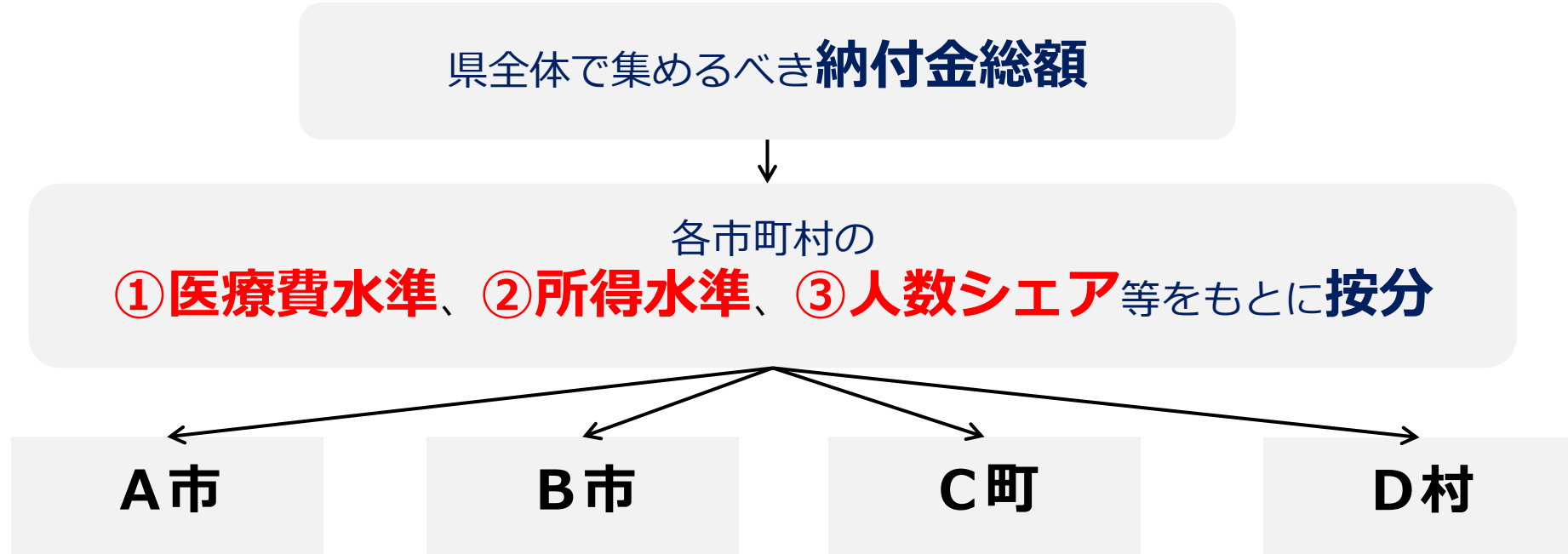


1-3 納付金算定の流れ



1-4 国保事業費納付金の算定方法（概要）

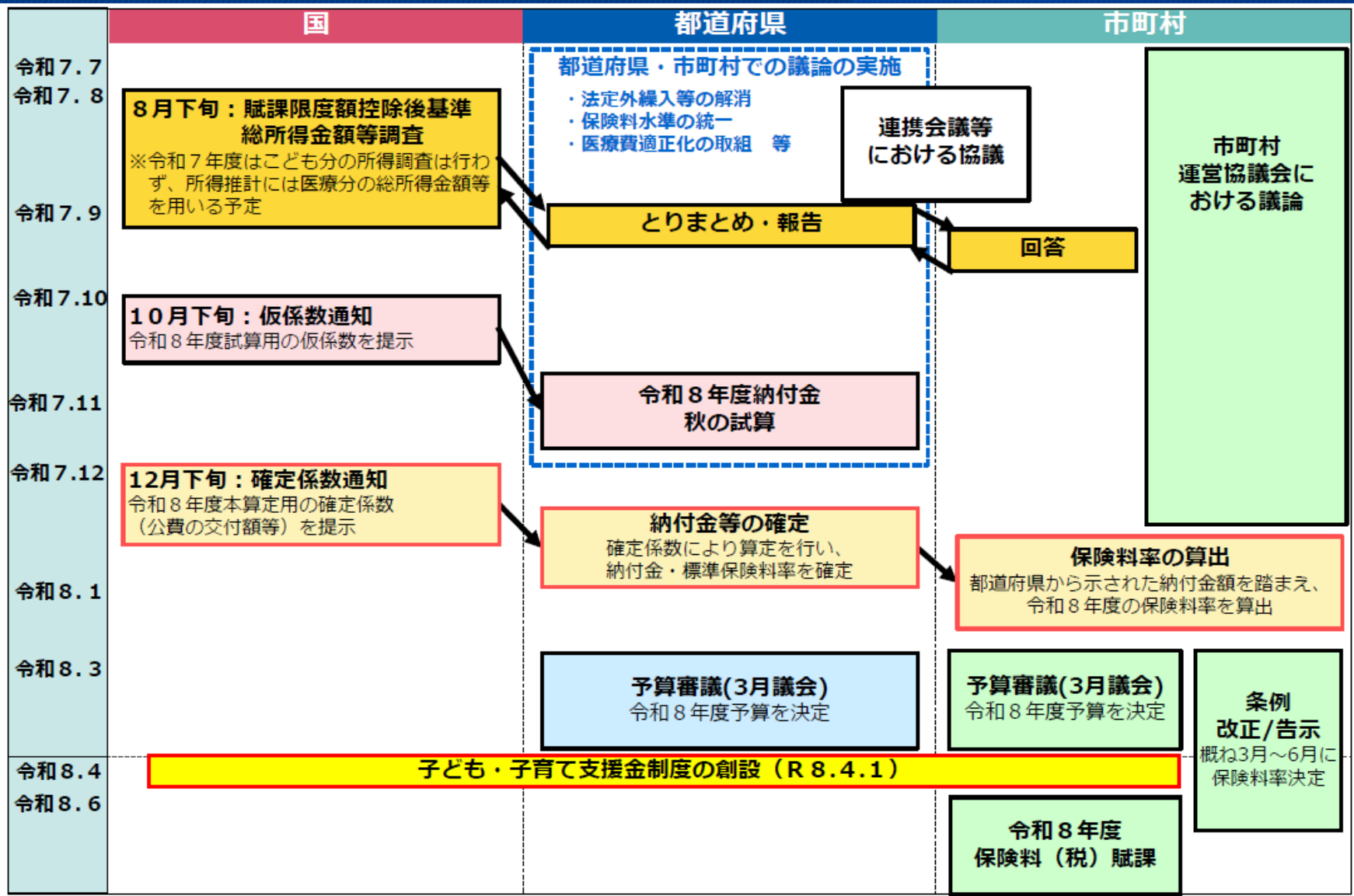
■ 国保事業費納付金の算定方法



- ☑ 「①医療費水準」が高い市町村ほど、納付金が高くなる。
- ☑ 「②所得水準」が高い市町村ほど、納付金が高くなる。
- ☑ 「③人数シェア」が高い市町村ほど、納付金が高くなる。

1-5 R8納付金算定スケジュール

令和8年度納付金算定に向けたスケジュール（予定）



2-1 R8 納付金額算定にあたっての主な変更点

■ 納付金算定における変更点①

<医療費指数反映係数 α >

R6 納付金から変更

- 保険料水準の統一（納付金ベース）に向けて α を段階的に引き下げ

~R5	R6~R8	R9~
$\alpha = 1$	$\alpha = 0.6$	$\alpha = 0$

<高額医療費共同負担方式の導入>

R7 納付金から変更

- 高額医療費（90万超のレセプトの90万超部分）を県全体で負担
 - ※ 各市町村の医療費指数の算定に用いる高額医療費については、県全体の高額医療費のうち、当該市町村の被保険者数に応じた金額を使用
 - ※ 高額医療費（特別高額含む）に係る国公費は県全体から減算

<既存の激変緩和措置の取扱>

R6 納付金から変更

- 【制度改正の伴う激変緩和措置】 ➔ 例外的にR11まで継続（R8:逗子市・大井町・松田町・箱根町・清川村）
- 【年度間の激変緩和措置】 ➔ α の引き下げ等に伴いR6から廃止

2-2 R8納付金算定にあたっての主な変更点

■ 標準保険料率算定における変更点①

<医療費指数反映係数 α の引き下げに伴う激変緩和措置>

R6納付金から変更

- 県の2号繰入金を活用し、 α の引き下げに伴う激変緩和措置を実施することから、当該措置を踏まえて2号繰入金の交付見込み額を算出し、標準保険料率を算定
- α の引き下げに伴う激変緩和影響額の算定（ $\alpha = 1$ と $\alpha = 0.6$ の納付金総額の比較）にあたっては、これまでの納付金算定と同様、 $\alpha = 1$ （高額医療費共同負担なし）のケースで実施

<令和8年度> 差額：30%補填

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
α	1	0.6			0			0
高額共同負担	無し	あり			あり			あり
財政措置	—	<u>$\alpha=1$</u> との差額補填			<u>$\alpha=0.6$</u> との差額補填			無し
		9/10	6/10	3/10	9/10	6/10	3/10	

2-3 R8納付金額算定にあたっての主な変更点

■ 標準保険料率算定における変更点②

<医療費水準に着目した財政補填措置>

R6納付金から変更

- aの引き下げ後においても医療費適正化インセンティブを確保するため、県の2号繰入金の評価指標へ次の指標を追加
- 当該指標を踏まえて2号繰入金の交付見込み額を算出し、標準保険料率を算定

【追加する評価指標】

評価指標（追加）	評価対象	評価点
医療費水準 ※水準が低い市町村を上位	上位1～5位の市町村	30点
	上位6～10位の市町村	20点
	上位11～15位の市町村	10点
	上位16～20位の市町村	5点

2-4 R8納付金算定にあたっての主な変更点

■ 標準保険料率算定における変更点③

<決算補填等目的外の法定外繰入金における基金積立分の取扱>

R6納付金から変更

- 決算補填等目的外の法定外繰入金のうち、「基金積立分」を考慮しないこととし、各市町村の算定年度前年度の実績額と同額をプラス調整した上で、標準保険料率を算定
→ 算定年度前年度の実績額は、国実施状況報告（様式5）により県で把握

<都道府県標準保険料率の算定>

R6納付金から変更

- 国の通知に基づき【 $a=0$ 】のケースで都道府県標準保険料率を算定し公表
(a の引き下げに伴う激変緩和措置は考慮しない)

<出産育児一時金の地方財政措置（法定繰入）を廃止>

R8納付金から変更

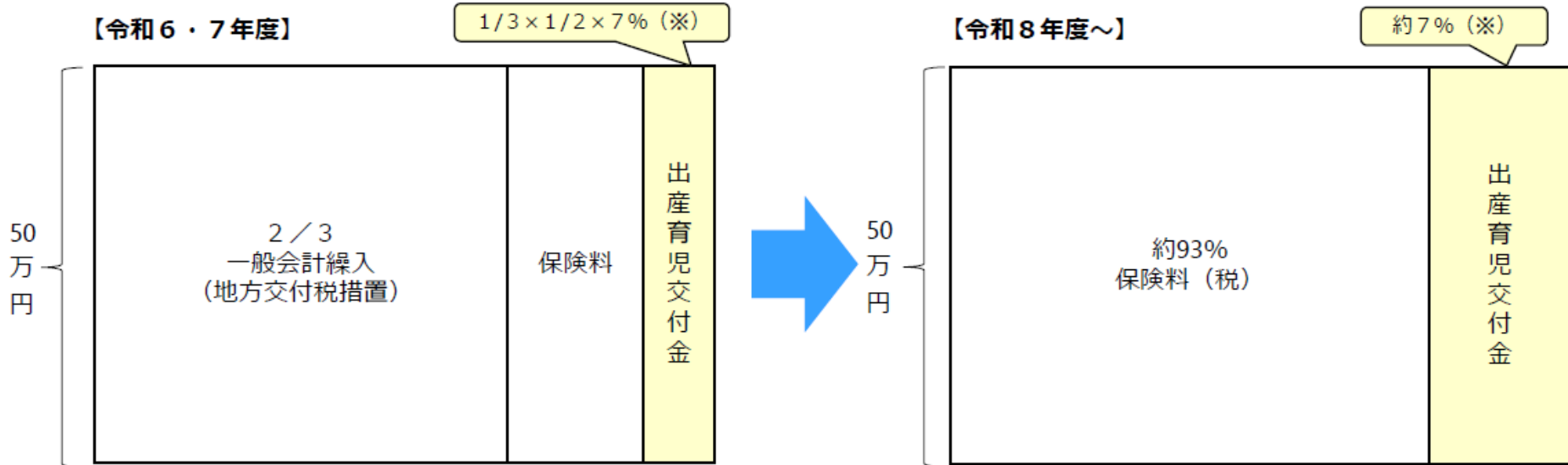
- 出産育児一時金の地方財政措置（法定繰入分）が廃止されることから、出産育児一時金に係る費用は、出産育児交付金及び保険料で賄うこととなったため、出産育児一時金の減額調整を行わずに標準保険料率を算定

2-5 R8納付金算定にあたっての主な変更点

令和8年度以降の出産育児一時金に係る一般会計の繰入金について

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。）において、令和6年4月から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入された。
- 現在、出産育児一時金の額の2/3に出産見込み件数を乗じた金額を一般会計から繰り入れているところ、当該繰入金及び当該繰入金に係る地方財政措置については、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組み（出産育児交付金）が令和8年度から全面的に導入されることに伴い、廃止する。そのため、出産育児一時金に係る費用については、出産育児交付金及び保険料（税）により賄うこととなるため、留意されたい。
- なお、令和8年度の地方財政措置については、令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げや子ども・子育て支援金制度導入により必要となる地方費など、従来に比して追加で必要となる所要額を、令和8年度地方財政計画に適切に計上することとしている。

財源構成イメージ



(※) 1/3：国保の公費支援相当分は、令和6・7年度の出産育児交付金の対象外としている。
 1/2：高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の出産育児交付金は1/2としている（全保険者共通）。
 約7%：出産育児交付金の交付割合は、7%を起点として、出産育児一時金に関する現役世代と後期高齢者の1人当たり負担額の伸び率が揃うよう割合を設定することとしている。

2-6 R7納付金算定にあたっての主な変更点

■ 納付金算定及び標準保険料率算定における変更点

<子ども・子育て支援納付金及び標準保険料率の算出>

R8納付金から変更

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

※ に子ども・子育て支援金を充当

児童手当の拡充 <ul style="list-style-type: none">✓ 所得制限を撤廃✓ 高校生年代まで延長✓ 第3子以降は3万円	妊娠・出産時からの支援強化 <ul style="list-style-type: none">✓ 出産・子育て応援交付金10万円相当の経済的支援✓ 伴走型相談支援	出産等の経済的負担の軽減 <p>STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」</p> <p>STEP 2 出産費用の保険適用の検討</p>	高等教育（大学等） <ul style="list-style-type: none">大学等の高等教育費の負担軽減を拡充 子育て世帯への住宅支援 <ul style="list-style-type: none">✓ 公営住宅等への優先入居等✓ フラット35の金利引下げ
--	--	---	---

2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援 <ul style="list-style-type: none">✓ 「こども誰でも通園制度」を創設✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ✓ 多様な支援ニーズへの対応<ul style="list-style-type: none">・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化等

3. 共働き・共育での推進

育休を取りやすい職場に <ul style="list-style-type: none">✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に
育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援 <ul style="list-style-type: none">✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置✓ 時短勤務時の新たな給付✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置



2-7 R7納付金算定にあたっての主な変更点

■ 標準保険料率算定における変更点④

<子ども・子育て支援納付金及び標準保険料率の算出>

子どもまなみ
子ども家庭庁

子ども・子育て支援金制度

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）の納付ルートを活用して支援金を集める。
※ 介護保険も同様に医療保険制度の納付ルートを通じて40～65歳未満の保険料を集めている。
- 徴収した支援金はすべて支援納付金対象費用に充当することが法定されており、流用はない。

1. 支援金徴収の流れ



2. 支援納付金対象費用

- 児童手当の所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大等【R6.10～】
- 妊婦のための10万円給付【R7.4～】
- 育児休業時の手取り10割相当給付【R7.4～】
- こども誰でも通園制度【R8.4～】
- 育児期間中の国民年金保険料免除【R8.10～】 等

2-8 R7納付金算定にあたっての主な変更点

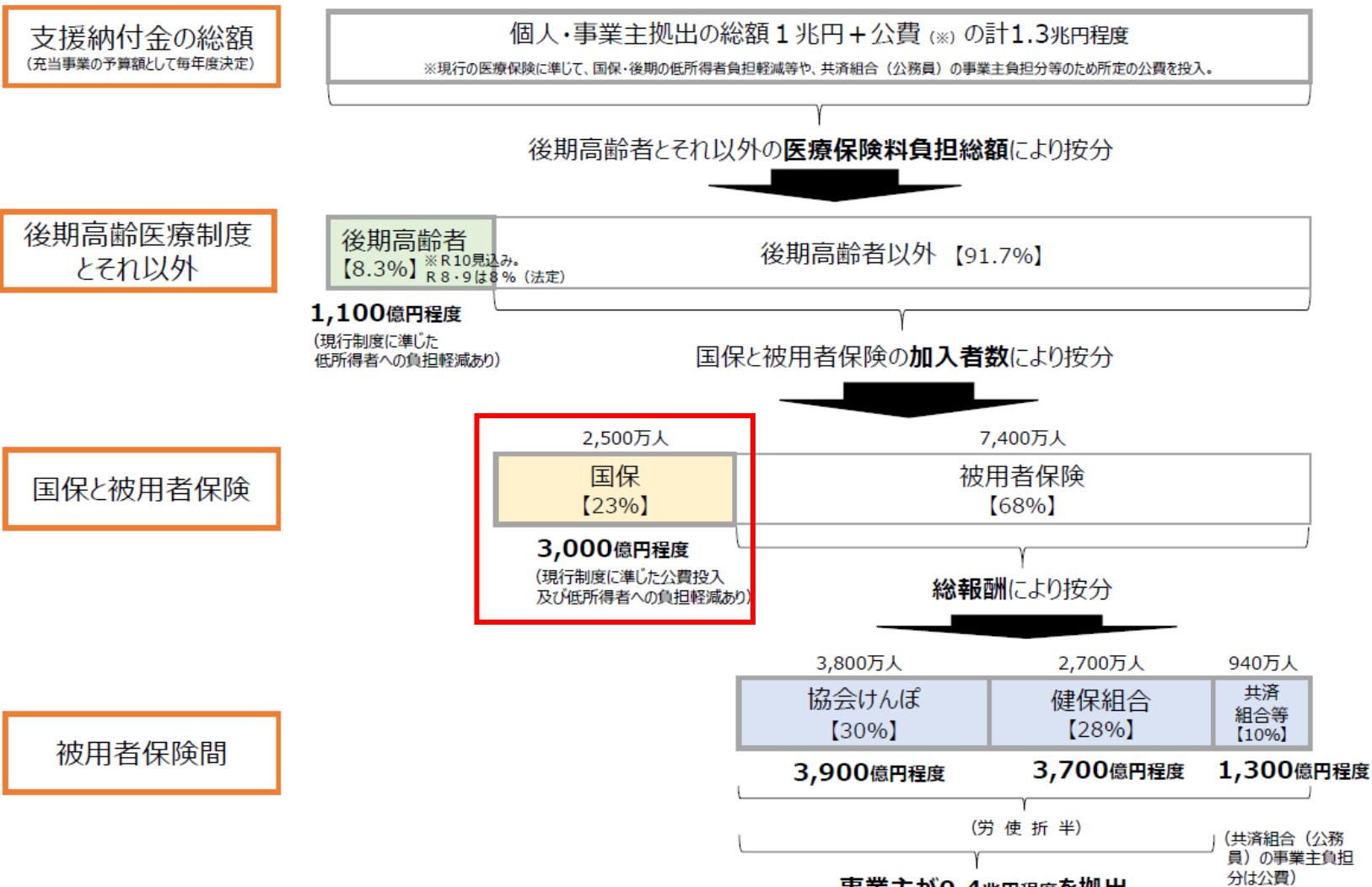
■ 標準保険料率算定における変更点④

<子ども・子育て支援納付金及び標準保険料率の算出>



子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み



2-9 R7納付金算定にあたっての主な変更点

■ 標準保険料率算定における変更点④

<子ども・子育て支援納付金及び標準保険料率の算出>

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和4年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,800円	4.6%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	11,000円 (参考) 被保険者一人当たり 18,300円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,400円 (参考) 被保険者一人当たり 16,700円	4.2%
健保組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	550円 (参考) 被保険者一人当たり 900円	11,600円 (参考) 被保険者一人当たり 19,800円	4.7%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 1,200円	12,000円 (参考) 被保険者一人当たり 21,100円	5.0%
国民健康保険 (市町村国保)	200円 (参考) 一世帯当たり 300円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 550円	7,600円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.1%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,600円	5.1%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもつてみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の扱いは総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年取別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和4年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。

* 令和10年度に被用者保険において拠出いただく9,000億円について、令和4年度の総報酬である227兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和4年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合150円(同5割軽減)、同200万円の場合200円(同5割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,050円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳~)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,225円(令和7年度)、第2号被保険者(40~64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,202円(令和7年度見込額)

3 R8納付金算定の結果（概要）

■ R8納付金の算定結果

<算定結果の概要>

- 診療報酬の改定（+2.22%）に伴う、保険給付費の大幅な増加（+約58億円、+1.14%）、令和8年度から施行となる子ども・子育て支援納付金（約57億円）の影響もあり、**納付金総額は、前年度から120億円（+5.12%）増の2,465億円**となった。
- 1人あたり納付金総額は、被保険者数が減少している一方で、保険給付費の大幅増もあったことから、**令和7年度から14,753円増の174,314円（+9.25%）**となった。
- R8納付金算定においては、県特別会計におけるR6決算・R7執行見込や、国民健康保険財政安定化基金の状況も踏まえ、市町村と協議のうえ、**財政安定化基金から約37億円を充当**する想定で納付金を算定した。

【算定結果（概要）】

区 分	令和8年度 ①	令和7年度 ②	増減	
			①-②	①/②
保険給付費（総額）	5,149億円	5,091億円	58億円	1.14%
保険給付費（1人当たり）	364,107円	346,359円	17,748円	5.12%
納付金（総額）	2,465億円	2,345億円	120億円	5.12%
納付金（1人当たり）	174,314円	159,561円	14,753円	9.25%
被保険者数	1,414,418人	1,469,918人	▲ 55,500人	▲ 3.78%

<参考> 財政安定化基金の残高及び今後の見通し

■ 財政安定化基金の状況

<財政安定化基金の状況>

- 基金の「財政調整事業」分について、（国庫返納金を除く）R6繰越金を積み立てる予定だったが、R7普通交付金の執行見込が高額で推移しているため、**積立が困難**となっている。
- R6繰越金は約73億円の全額、R7普通交付金の補正予算の財源とする予定。

※運用利子は除く

	R7			R8	
	当初	増減見込額	年度末残高	増減見込額	年度末残高
本体	131.3億円	+0.6億円（貸付金償還）	131.9億円	▲1.5億円（貸付財源等） ▲15億円 （納付金減算・普通交付金へ充当）	116.6億円
財政調整事業	70.8億円	+14.3億円 （保険者努力・事業費連動分） ※翌年度当初に取崩 +0億円 （R6繰越金） ▲13.4億円 （保険者努力・事業費連動分） ※前年度積立額と同額 ▲1.29億円 （激変緩和） ▲31.2億円 （普通交付金へ充当）	39.2億円	▲14.3億円 （保険者努力・事業費連動分） ※前年度積立額と同額 ▲0.97億円 （激変緩和） ▲22億円 （普通交付金へ充当）	1.8億円
合計	202.5億円	▲29.6億円	172.9億円	▲34億円	118.4億円

4-1 R8 納付金〈確定係数〉標準保険料率の比較

■ 都道府県標準保険料率〈確定係数〉

〈算定方法〉

- 国報告・公表用の算定ケースは、国通知に基づき「 $\alpha = 0$ 」（激変緩和あり）
- 本県における公表にあたっては、上記に加え、実際の納付金算定で使用する「 $\alpha = 0.6$ 」（激変緩和あり）のケースも併せて公表する予定
- 加えて、今後の保険料水準の統一に向けた取組を見据え、参考として激変緩和を行わない「 $\alpha = 0$ 」のケースも算定
- 都道府県標準保険料率ベースでは、上記3ケースとも保険料率に大きな変動はないが、市町村標準保険料率に影響が生じることから、上記3ケースの標準保険料率に関する算定帳票を市町村に提供

4-2 R8納付金<確定係数>標準保険料率の比較

■ 都道府県標準保険料率<確定係数>

<算定結果及びR7確定係数との比較>

※市町村標準保険料率は各市町村の算定帳票参照

<R8都道府県標準保険料率(確定係数)> 【a=0.6】 (激変緩和あり)

	所得割率	均等割額	18歳以上均等割額
医療分	7.5% (+0.62%)	46,667円 (+3,185円)	—
後期分	2.86% (+0.02%)	17,706円 (+574円)	—
介護分	2.49% (+0.12%)	18,219円 (+964円)	—
こども分	0.3%	1,852円	106円

➡ 少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満の被保険者の均等割額は10割軽減され、軽減額は「18歳以上均等割額」として、18歳以上被保険者が負担することとなっている。

➡ 被保険者1人あたりの保険料は、年額約**3,860円(賦課限度額は3万円)**となる見込み(実際の保険料は、各市町村の保険料率により異なる)

Kanag

※ カッコ内は、R7確定係数比の増減